

仕 様 書

1 業務名

本庁舎防火設備定期点検業務

2 実施場所

下関市上下水道局本庁舎（下関市春日町 7 番 3 2 号）

3 委託期間

契約締結年月日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

ただし、委託期間内に業務が完了したときは、完了日までとする。

4 実施内容

下関市上下水道局（以下「局」という。）本庁舎内に設置している防火設備の定期点検を実施すること。

（1）点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準

建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号。以下「規則」という。）第 6 条の 2 第 1 項及び「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成 2 8 年 5 月 2 日付け国土交通省告示第 7 2 3 号。以下「定期検査告示」という。）に規定する項目及び事項のうち、損傷、腐食その他劣化の状況にかかるもの

（2）対象となる防火設備

ア 防火扉（随時閉鎖式のもの） 8 台

イ 防火シャッター 6 台

（3）定期点検回数及び日時

上記 3 委託期間中に 1 回

点検時期は、施設運営の支障とならないよう局担当者と事前に協議の上決定する。

（4）実施担当者

定期点検の実施については、1 級建築士若しくは 2 級建築士又は規則第 6 条の 5 第 2 項に規定する防火設備検査員資格者証の交付を受けている者が行うこと。

(5) 点検方法等

「防火設備定期検査業務基準」(一般財団法人日本建築防災協会発行)の最新版によること。

5 提出資料

点検が完了した際には、次に掲げる資料1部を作成し、局へ提出すること。

- (1) 定期検査報告書(規則別記第36号の8様式)(A4)
- (2) 検査結果表(定期検査告示別記様式)(A4)
- (3) 検査結果図(定期検査告示別添1様式)(A3)(「各階平面図」を添付し、検査対象となる防火設備が設置されている箇所、指摘のある箇所、写真を撮影した箇所等を明記したもの)
- (4) 関係写真(定期検査告示別添2様式)(A4)(要正箇所及び特記すべき事項のある箇所の写真を添付したもの)
- (5) 定期検査報告概要書(防火設備)(規則別記第36号の9様式)(A4)
- (6) 実施担当者が第4項第4号に掲げる資格を有することを確認するための建築士免許又は防火設備検査員資格者証の写し
- (7) その他調査・点検及び報告等に必要な書類

6 資料の貸与及び返却

業務遂行上、必要となる関係資料(施設図面等)については、局から実施担当者へ貸与する。実施担当者は、貸与された関係資料の必要が無くなった場合は、直ちに局に返却すること。ただし、万一資料に損傷を与えた場合は、実施担当者が責任を持って修復すること。

7 注意事項

- (1) 現在の施設状況を把握した上で、業務を実施すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、決定するものとする。

以上